

第 12 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 12 月 20 日 午後 3 時から

2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室

3 議事日程

日程第 1 補欠委員の議席の指定

日程第 2 議席議事録署名委員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 1 号 農業委員会特別部会の補欠委員の選出について

日程第 5 議案第 2 号 農業委員会広報編集委員会の補欠委員の選出について

日程第 6 議案第 3 号 土地の賃貸借解約通知について
(6 件)

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(使用貸借 2 件)

日程第 8 議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による
買入れ協議を行う旨の要請について
(4 件)

日程第 9 議案第 6 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による
農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転 1 件、賃貸借 17 件、使用貸借 4 件)

- 4 出席委員
- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1番 鷺見幸生 | 2番 杉本道哉 | 3番 川端 敦 |
| 4番 田中昭一 | 5番 高橋 智 | 6番 森長正徳 |
| 7番 西田勝敏 | 8番 佐藤弘之 | 9番 河端英利 |
| 10番 松田一博 | 11番 橋口善一郎 | 12番 青山佳代子 |
| 13番 山田正人 | 14番 中道雅彦 | 15番 北川正則 |
- 5 事務局説明員
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 局長 青木祐次 | 主査 鈴木 渉 | 主事 野島薫光 |
|---------|---------|---------|

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから、令和6年第12回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和6年由仁町農業委員会第12回総会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第12回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、補欠委員の議席の指定についてであります、今回新たに委員になられた山田委員におかれましては、前任委員の議席といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
それでは、山田委員の議席については、13番に決定いたします。

議長 次に日程第2、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
10番 松田委員、11番 橋口委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第3、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第4、議案第1号『農業委員会特別部会の補欠会員の選出について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『農業委員会特別部会の補欠会員の選出について』

由仁町農業委員会特別部会設置規則第3条の規定に基づき、農地部会員の欠員に伴い、会員の選出を求めるものでございます。

内容につきまして、ご説明申し上げます。

由仁町農業委員会では、農業委員会業務の円滑な推進を図るため、由仁町農業委員会特別部会設置規則に基づき、農地部会と農業振興部会を設置しております。

今回、農地部会員に欠員が生じていることから、新たに会員の選出を求めるものでございます。

また、農業委員会等に関する法律施行規則第8条第2項の規定により、「部会が2以上置かれた場合に、その区域が当該農業委員会の区域の全部となる場合には、農業委員は、いずれかの部会の委員にならなければならない。」こととされておりますことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

議長 それでは、特別部会の補欠会員の選出についてですが、農地部会員が1名欠員となっておりますので、13番 山田委員は農地部会員に選出したいと思いますが、ご意見等ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意見がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、13番 山田委員を農地部会員に選出することに、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、13番 山田委員を農地部会員に選出することに決定いたしました。

議長 次に日程第5、議案第2号『農業委員会広報編集委員会の補欠委員の選出について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農業委員会広報編集委員会の補欠委員の選出について』

由仁町農業委員会広報編集委員会委員の欠員に伴い、委員の選出を求めものでございます。

内容につきまして、ご説明申し上げます。

農業委員会広報編集委員会については、農業委員会が所管する制度や事業・活動状況等、農業者への周知を目的とした広報紙作成に関する事務を行う委員会です。

農業委員会の広報紙「農委だより」は、概ね年2回発行しています。

以上で、説明を終わります。

議長 それでは、広報編集委員会の補欠委員の選出についてですが、広報編集委員会の委員が1名欠員となっておりますので、13番 山田委員は広報編集委員会の委員に選出したいと思いますが、ご意見等ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意見がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、13番 山田委員を広報編集委員会の委員に選出することに、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第2号については、13番 山田委員を広報編集委員会の委員に選出することに決定いたしました。

議長

次に日程第6、議案第3号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第3号『土地の賃貸借解約通知について』

土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第3号について、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

議案の4ページをお開きください。

1番ですが、貸主は古川自治区の[REDACTED]、借主は古山自治区の[REDACTED]でございます。

土地の所在は、新光181-1から301-1までの9筆の田と2筆の畑で、合計面積は82,162.8㎡です。

貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

主査

議案資料の1ページをお開きください。

『解約通知書』については、7月8日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の4ページにお戻りください。

2番ですが、貸主は下古山自治区の[REDACTED]、借主は古山自治区の[REDACTED]でございます。

土地の所在は、新光185の1筆の田で、面積は421㎡です。

貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

議案資料の3ページをお開きください。

『解約通知書』については、9月9日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の4ページにお戻りください。

3番ですが、貸主は古山自治区の[REDACTED]、借主は古山自治区の[REDACTED]でございます。

土地の所在は、古山448-4から449-4までの4筆の田と2筆の畑で、合計面積は23,299㎡です。

貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

議案資料の4ページをお開きください。

『解約通知書』については、11月25日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の4ページにお戻りください。

4番ですが、貸主は古山自治区の[REDACTED]、借主は同じく古山自治区の[REDACTED]でございます。

土地の所在は、古山857-1から859-5までの3筆の田と1筆の畑で、合計面積は10,334㎡です。

借主が後継者への経営継承に伴い、貸主がその後継者に新たに貸付することから賃貸借を解約するものであります。

主査 なお、後継者との新たな賃貸契約につきましては、この後の議案で審議していただきます。

議案資料の 5 ページをお開きください。

『解約通知書』については、12月13日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の 4 ページにお戻りください。

5 番ですが、貸主は三川緑町の [REDACTED]、借主は本三川自治区の [REDACTED] でございます。

土地の所在は、三川緑町 12-1 から 59 までの 7 筆の田で、合計面積は 30,361 m²です。

貸付している農地を別の農業者へ貸付することから賃貸借を解約するものであります。

議案資料の 6 ページをお開きください。

『解約通知書』については、12月6日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

なお、すべて 6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第 3 号の 1 番から 5 番の説明を終わります。

議長 議案第 3 号の 1 番から 5 番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 3 号の 1 番から 5 番については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第3号の1番から5番については、当農業委員会として適正に合意解約の手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 ここで、議案第3号の6番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から[REDACTED]には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは、議案第3号の6番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 議案の5ページをお開きください。

6番ですが、貸主は札幌市西区の[REDACTED]、借主は伏見自治区の[REDACTED]でございます。

土地の所在は伏見383から398までの3筆の田と2筆の畑で、合計面積は73,204㎡です。

借主が後継者への経営継承に伴い、貸主がその後継者に新たに貸付することから賃貸借を解約するものであります。

議案資料の8ページをお開きください。

『解約通知書』については、12月6日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。なお、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第3号の6番の説明を終わります。

議長 議案第3号の6番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

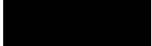
議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第3号の6番については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第3号の6番については、当農業委員会として適正に合意解約の手続きが行われていると認めることにいたしました。

議案第3号の6番については、解約通知書のとおり適正に合意解約の手続きが行われていると認めることにいたしましたので、に報告します。

議長 次に、日程第7、議案第4号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第4号『農地法第3条の規定による許可申請について』

農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第4号について、ご説明いたします。

本件は、使用貸借2件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていなければなりません。が、全ての要件を満たしているものと判断されます。

主査 それでは議案の7ページをお開きください。

1 番ですが、土地の所在は西三川 567 から 582 までの3筆畑で、合計面積は 50,156 m²です。

貸主は、千歳市新川の■■■■■、借主で後継者である■■■■■へ使用貸借するものです。

契約期間は10年間です。

次に2番ですが、土地の所在は東三川 3288 から 3290 までの3筆の田で、合計面積は 15,408 m²です。

貸主は、栗山町字円山の■■■■■、借主で後継者である■■■■■へ使用貸借するものです。

契約期間は10年間です。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第4号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第4号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第8、議案第5号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地につい

局長 て、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第 16 条第 1 項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第 5 号について説明いたします。

議案の 9 ページをお開きください。

本件は 4 件で、農地売買等支援事業として、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、町長が本事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになっております。

1 番ですが、土地の所在は新光 185 の 1 筆の田で、面積は 421 m²です。

こちらの農地につきましては、このあと 4 番で審議していただく案件に隣接した農地であり、圃場については、地番が 2 筆に分かれておりますが、現地は畔もなく一体となっている農地となっていることから、今回は先ほどの 2 番の案件と一緒にあっせんをすることにした経過となっております。

あっせん申出者は、下古山自治区の■■■■■■■■■■です。

本件は 12 月 4 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ下古山自治区の■■■■■■■■■■を予定しております。

議案資料の 9 ページをご覧ください。

農地は、下古山地区の町道役場本通線の東側にある、あっせん申出地①の白線で囲まれた農地で水田となっておりますが、公社買取価格は、10a あたり ■■■■ 円、金額が ■■■■ 円です。

主査 議案の 9 ページにお戻りください。

2 番ですが、土地の所在は山柵 444-1 から 449-1 までの 3 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 19,141 m²です。

あっせん申出者は、下古山自治区の [REDACTED] です。

本件は 12 月 4 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ下古山自治区の [REDACTED] を予定しております。

議案資料の 10 ページをご覧ください。

農地は、下古山地区にある道道山柵線の西側にある農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①、④については内分割されており水田の部分になります、それと⑤の水田ですが、10a あたり [REDACTED] 円、あっせん申出地②と③、④については内分割されおり畑の部分で、10a あたり [REDACTED] 円、合計金額が [REDACTED] 円です。

以上で、議案第 5 号の 1 番と 2 番の説明を終わります。

議長 議案第 5 号の 1 番と 2 番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 5 号の 1 番と 2 番については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 5 号の 1 番と 2 番については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 ここで、議案第5号の3番と4番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[]

議長 それでは、議案第5号の3番と4番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 3番ですが、土地の所在は新光171から261までの9筆の田と1筆の畑で、合計面積は50,716㎡です。

あっせん申出者は、下古山自治区の []
[] です。

本件は12月4日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ下古山自治区の []
[] を予定しております。

議案資料の11ページをご覧ください。

農地は、下古山地区にある町道南北線の西側にある、あっせん申出地①から⑩までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①と②の水田が10aあたり [] 円、あっせん申出地③と⑤と⑨の水田が10aあたり [] 円、あっせん申出地④の水田が10aあたり [] 円、あっせん申出地⑥の水田が10aあたり [] 円、あっせん申出地⑦の水田が10aあたり [] 円、あっせん申出地⑧の水田が10aあたり [] 円、あっせん申出地⑩の畑が10aあたり [] 円で合計金額が [] 円です。

議案の9ページにお戻りください。

4番ですが、土地の所在は新光181-1から301-1までの9筆の田と3筆の畑で、合計面積は82,733㎡です。

あっせん申出者は、古川自治区の [] です。

本件は12月4日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、下古山自治区の []、
[]、[] を予定しております。

主査

議案資料のページをご覧ください。

農地は、下古山地区にあるあっせん申出地①から⑫までの白線で囲まれた農地です。

最初に■■■■が事業参加者となる農地ですが、町道役場本通線の東側にある、あっせん申出地①から⑥までの白線で囲まれた農地で、すべて水田となっておりますが、公社買取価格は、10a あたり ■■■■円で、金額が ■■■■円です。

続いて、■■■■が事業参加者となる農地ですが、町道南北線の西側にある、あっせん申出地⑦から⑪までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地⑦の水田が 10a あたり ■■■■円、あっせん申出地⑩の水田が 10a あたり ■■■■円、あっせん申出地⑧と⑨と⑪の畑が 10a あたり ■■■■円で、合計金額が ■■■■円です。

最後に、■■■■が事業参加者となる農地ですが、町道南北線の西側にある、あっせん申出地⑫の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地⑫の水田で 10a あたり ■■■■円、金額が ■■■■円です。

以上で議案第5号の3番と4番の説明を終わります。

議長

議案第5号の3番と4番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第5号の3番と4番については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員

ありません。

主査

それでは、議案の 11 ページをお開きください。

1 番ですが、土地の所在は古山 448-4 から 449-4 までの 4 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 23,299 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は古山自治区の [REDACTED] で、譲受人は同じ古山自治区の [REDACTED] です。

議案資料の 13 ページをご覧ください。

農地は、古山地区の町道古山北線の西側で、あっせん申出地①から⑥までの白線で囲まれた農地です。

売買価格は、あっせん申出地①から⑥までの田・畑ともに 10a あたり [REDACTED] 円となっております。

議案の 12 ページをお開きください。

2 番以降は、賃貸借及び使用貸借の案件になりますので、野島主事から説明いたします。

主事

2 番から 4 番については、10 月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を事業参加者に対して賃貸借するものです。

2 番ですが、土地の所在は光栄 52-1 から 80-4 までの 5 筆の田で、合計面積は 44,665 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 10 月 29 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の下古山自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

3 番ですが、土地の所在は光栄 67-3 から 68-1 までの 2 筆の田で、合計面積は 16,420 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 10 月 29 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

4 番ですが、土地の所在は山楸 377 と 378 の 2 筆の田で、合計面積は 26,077 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 10 月 29 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

主事

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の山柵自治区の[REDACTED]で、新規の案件です。

5 番ですが、土地の所在は、山形 864 から 890 までの 6 筆の畑で、合計面積は 36,493.87 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、山形の[REDACTED]、借主は、同じく山形自治区の[REDACTED]で、新規の案件です。

6 番ですが、土地の所在は、古山から 857-1 からの 859-5 までの 3 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 10,334 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 4 年間で、賃貸借料は、田・畑ともに 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の[REDACTED]、借主は、同じく古山自治区の[REDACTED]で、新規の案件です。

7 番ですが、土地の所在は、三川緑町 19 から 59 までの 5 筆の田で、合計面積は 26,866 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、三川緑町の[REDACTED]、借主は、本三川自治区の[REDACTED]で、新規の案件です。

8 番ですが、土地の所在は、東三川 1288 と 1289 の 2 筆の田で、合計面積は 7,500 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の[REDACTED]、借主は、同じく東三川自治区の[REDACTED]で、更新の案件です。

9 番ですが、土地の所在は、東三川 1634 から 1636 までの 3 筆の畑で、合計面積は 5,143 m²です。

賃貸借期間は、令和 17 年 11 月 30 日までの 11 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の[REDACTED]、借主は、川端自治区の[REDACTED]で、新規の案件です。

議案の 13 ページをお開きください。

10 番ですが、土地の所在は、東三川 2326 から 2364 までの 3 筆の田で、合計面積は 41,886 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED]、借主は、同じく東三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

11 番ですが、土地の所在は、東三川 3072 の 1 筆の田で、面積は 24,826 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED]、借主は、川端自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

12 番ですが、土地の所在は、川端 1430 の 1 筆の畑で、面積は 11,635 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 2 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED]、借主は、安平町の [REDACTED] で、新規の案件です。

13 番ですが、土地の所在は、川端 2291 から 2293 までの 3 筆の田で、合計面積は 39,547 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、安平町の [REDACTED]、借主は、川端自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

14 番ですが、土地の所在は、川端 2540 と 2542 の 1 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 33,144 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED]、借主は、岩内自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

主事 15 番ですが、土地の所在は、岩内 1791-3 から 2309 までの 13 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 172,259 m²です。
使用貸借期間は、令和26年11月30日までの 20 年間です。
貸主は、岩内自治区の [REDACTED]、借主は後継者である [REDACTED] で、新規の案件です。

議案の 14 ページをお開きください。

16 番ですが、土地の所在は、古山 850-1 から熊本 771 までの 15 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 160,861 m²です。
使用貸借期間は、令和26年11月30日までの 20 年間です。
貸主は、古山自治区の [REDACTED]、借主は後継者である [REDACTED] で、新規の案件です。

17 番ですが、土地の所在は、本三川 244-1 から東三川 1622 までの 17 筆の田と 8 筆の畑で、合計面積は 232,122 m²です。
使用貸借期間は、令和26年11月30日までの 20 年間です。
貸主は、本三川自治区の [REDACTED]、借主は後継者である [REDACTED] で、新規の案件です。

以上で議案第 6 号の 2 番から 17 番までの説明を終わります。

議長 議案第 6 号の 1 番から 17 番までの説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 6 号の 1 番から 17 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 6 号の 1 番から 17 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 ここで、議案第6号の18番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から[REDACTED]には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第6号18番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 議案の15ページをお開きください。
18番ですが、土地の所在は、山形527から678までの5筆の田と4筆の畑で、合計面積は85,132㎡です。
賃貸借期間は、令和9年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田が10a当たり [REDACTED]円、畑が10a当たり [REDACTED]円、年間 [REDACTED]円です。
貸主は、山形自治区の [REDACTED]、借主は、同じく山形自治区の [REDACTED]で、新規の案件です。
以上で議案第6号の18番の説明を終わります。

議長 議案第6号の18番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第6号の18番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第6号の18番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

[REDACTED]

議長 議案第6号の15番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[REDACTED]に報告します。

議長 ここで、議案第6号の19番と20番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から[REDACTED]には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第6号19番と20番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 19番ですが、土地の所在は、熊本1034-1と本三川173の2筆の田で、合計面積は16,820㎡です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10a当たり[REDACTED]円、年間[REDACTED]円です。

貸主は、本三川自治区の[REDACTED]、借主は、同じく本三川自治区の[REDACTED]で、新規の案件です。

20番ですが、土地の所在は、三川緑町12-1と13-1の2筆の田で、合計面積は3,495㎡です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10a当たり[REDACTED]円、年間[REDACTED]円です。

貸主は、三川緑町の[REDACTED]、借主は、同じく本三川自治区の[REDACTED]で、新規の案件です。

以上で議案第6号の19番と20番の説明を終わります。

議長 議案第6号の19番と20番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第6号の19番と20番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第6号の19番と20番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

■■■■■■■■■■

議長 議案第6号の19番と20番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、■■■■■■■■■■に報告します。

議長 ここで、議案第6号の21番と22番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から■■■■■■■■■■には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

■■■■■■■■■■

議長 それでは議案第6号の21番と22番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 21番ですが、土地の所在は、伏見389-1から古山416までの5筆の田と4筆の畑で、合計面積は130,675.17㎡です。
使用貸借期間は、令和26年11月30日までの20年間です。
貸主は、伏見自治区の■■■■■■■■■■、借主は後継者である■■■■■■■■■■で、新規の案件です。

22番ですが、土地の所在は、伏見383から398までの3筆の田と2筆の畑で、合計面積は73,204㎡です。

賃貸借期間は、令和8年11月30日までの2年間で、賃貸借料は、田が10a当たり■■■■■■■■■■円、畑が10a当たり■■■■■■■■■■円、年間■■■■■■■■■■円です。

貸主は、札幌市西区の■■■■■■■■■■、借主は、伏見自治区の■■■■■■■■■■で、新規の案件です。

以上で議案第6号の21番と22番の説明を終わります。

議長 議案第6号の21番と22番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

異議ないものと認めます。

よって、議案第 6 号の 21 番と 22 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議案第 6 号の 21 番と 22 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[REDACTED]に報告します。

おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ありません。

異議ないものと認めます。

よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

閉会時間 16時30分)

議事録署名委員

10番 松田 一博' 

11 番 橋口善一郎 